

<第三種郵便物認可>

通帳もキャッシュカードも手元にあるのに、知らぬ間に現金が引き出される被害が多発している。背景にはカードのデータを盗み取る「スキミング技術」の高度化が挙げられるが、銀行



は原則、責任を負わないため、被害者の多くは泣き寝入りしているのが現状だ。こうしたなか、弁護士グループによる電話相談や集団訴訟を検討する動きも出てきた。

## わずか数秒、満員電車も危険：あなたのカードが狙われている

被害急増 電話相談、被害10番と。集団訴訟を考えている弁護士グループは、従来の通帳で預貯金を引き出された被害者の訴訟を支援している。「預貯金通帳は被害対策弁護団」の東京弁護士など。早ければ十月にも電話相談を実施し、被害者を募る。全国銀行協会によると、偽造キャッシュカードによる被害は、平成十六年四月で四十七件、一億五千六百円にのぼる。十五年度は一年間で八十六件、二億六千万円。十四年度は四件、千九百万円に比べ、被害は二十倍以上と増えている。偽造キャッシュカードで計約三千二百万円の前金を奪われた千原真の鈴木真実さん(仮名)の場合、九日間で現金自動預払機(ATM)から計百三十九回も引き出された。使用されたのは盗難届の出ている他人のキャッシュカードで、鈴木さんの預金データが写されていた。本物の

カード(スキマー)で読み取り、別のカードに情報を写す「スキミング」が行われたとみている。被害にあつた鈴木さんが財布を手放したのはゴルフ場のロッカーで、ホテルのフロントに上着を預けたまじだけだったという。ロッカーにキャッシュカードの暗証番号を同じにしたが、電子犯罪に詳しいNPO(民間非営利団体)、日本情報保安協会(大阪府)は「ロッカーとキャッシュカードの暗証番号を同じしている人は多い」

# スキミングの恐怖

### スキミング技術の進化

**1980年代 スキミング**  
 会計時、客からクレジットカードを預かった際、見えないところでスキミングの小型機材にカードを通し、カード情報盗む

**1995年 仕掛け式スキミング**  
 カードリーダーの中にスキミングの基板を仕掛け、カード情報が盗み取られ次第、基板を回収し、パソコンで文字情報に変換

**2002年 無線式スキミング**  
 キャッシュカードも標的に。ATMの通信回線にスキマーを仕掛け、盗んだ情報をトランスミッター(送信機)を使って電波で飛ばし、外で受信。ATMを利用した際、暗証番号を打ち込むので暗証番号まで盗まれる

**2003年 非接触式スキミング**  
 非接触式のスキミング機材(タバコ箱くらいの大きさ)を使い、満員電車など人の込み合う場所で、財布の入っている胸ポケットなどに機材をかざすだけで磁気情報を盗み出す

※NPO 日本情報安全管理協会作成

スキミング キッシュカードやクレジットカードの磁気記録情報を専用の機器(スキマー)で盗み取り、それを別のカードに転写する偽造カード製造方法。スキマーは市販の機材で簡単に作れ、情報の読み取りや転写も数秒でできるという。カード盗難と違い、所有者が気がつかないうちに偽造カードで預金を引き出されるなどの被害が起きる。

被害急増 電話相談、被害10番と。集団訴訟を考えている弁護士グループは、従来の通帳で預貯金を引き出された被害者の訴訟を支援している。「預貯金通帳は被害対策弁護団」の東京弁護士など。早ければ十月にも電話相談を実施し、被害者を募る。全国銀行協会によると、偽造キャッシュカードによる被害は、平成十六年四月で四十七件、一億五千六百円にのぼる。十五年度は一年間で八十六件、二億六千万円。十四年度は四件、千九百万円に比べ、被害は二十倍以上と増えている。偽造キャッシュカードで計約三千二百万円の前金を奪われた千原真の鈴木真実さん(仮名)の場合、九日間で現金自動預払機(ATM)から計百三十九回も引き出された。使用されたのは盗難届の出ている他人のキャッシュカードで、鈴木さんの預金データが写されていた。本物のカード(スキマー)で読み取り、別のカードに情報を写す「スキミング」が行われたとみている。被害にあつた鈴木さんが財布を手放したのはゴルフ場のロッカーで、ホテルのフロントに上着を預けたまじだけだったという。ロッカーにキャッシュカードの暗証番号を同じにしたが、電子犯罪に詳しいNPO(民間非営利団体)、日本情報保安協会(大阪府)は「ロッカーとキャッシュカードの暗証番号を同じしている人は多い」

ロッカーに小型カメラを仕掛け、カードで預金を引き出したとき、スキミング機材が考えられると犯罪の手口を推測する。情報セキュリティの技術開発を進めるNPO、日本情報保安協会が、スキミング機材を仕掛けた満員電車などのポケットにかざすことで、財布の中のカード情報を盗み取ることを技術的に可能で、銀行によっては利用明細書から暗証番号を引き出すこともできるという。

## ■被害弁護士、集団訴訟を検討

「摘発例はない」(警告)。弁護士が集団訴訟を検討しているのは、被害にあつてもキャッシュカードの約款ではカードの管理責任は客にあり、基本的に銀行は責任を負わない形になっているため、多くの泣き寝入りしている状況にあるためだ。

前出の鈴木さんは個人で「異議を唱える」を訴えている。銀行は安全管理を怠っている」と訴え、銀行に全額返還を求め、被害の急増に全国銀行協会は今年八月、「ATMを管理する銀行が被害届を警察に出す」という申し合わせをしているが、日本情報安全管理協会は「銀行の対策は甘い。被害は増え続ける」と警告を鳴らす。

弁護団の喜多英博弁護士は「スキミングは預金者としては手の打ちようのない犯罪になっている。被害者が集結して世論を動かすことが大事」と、電話相談や集団訴訟の意義を強調している。